



# 法人化検討

埼玉県トライアスロン連合

2020/4/5

# 1. 法人化検討の背景

現在のSTUは任意団体として、1994年に会則を制定しました。  
任意団体とは同じ目的を持った「人」が集ることで成立します。

ただし任意団体は「法人格」がありませんので、団体名義での契約を行うことができません。  
よって、STUの資産や運営にかかわる契約などは個人名義で管理をしています。

もし、STUの代表者や各担当者が事故や病気、行方不明などの不測時の場合、  
個人の財産、契約なので、財産の引継ぎや処分、契約の履行が大変難しくなってしまいます。

団体の継続性を考え、STU理事会では一般社団法人（非営利型）への議論を始めました。

- ・非営利型は、収益事業のみ課税され、非営利事業については非課税となります。  
STUは収益事業は行っておらず、非課税の見込みです。



## 2. 法人化のメリット・デメリットの比較

	メリット	デメリット
任意団体	法律の縛りが少なく気軽に運営できる	法律行為（契約や財産処分）を団体名義では行えない
法人格	契約の当事者になれる、代表者が死亡しても、交代したとしても、法人名義の財産はあくまでも法人の所有物となる。よって社会的信用が増すことになる（STUの事業継続性強化）  法人格が必要な助成金申請が受けられ、競技発展、選手強化につながる	書類作成が増える、年1回、社員が集まって定時社員総会を開催する必要がある。定時社員総会後に貸借対照表を公告したり、税務申告をしたり、役員の再任手続きを行ったりと法律に則った書類を作成し、保存しておく義務ある。

- ・ 個人取引ではなく団体としての取引ができる
- ・ 団体の固有財産と個人の財産の区別ができる



# 3.法人化への費用見込み

発生タイミング	項目	概算	備考
設立時	・定款作成	40,000円	他団体の内容を流用する
	・公証人手数料 ・登録免許税 ・印鑑作成・登録 ・申請代行、作業日当	200,000円	
年次	・会計監査	0～200,000円	非営利型の一般社団法を目指すので申告義務はない予定。また大規模な財団法人ではないので会計監査人の設置義務は無し
2年ごと	・役員変更の登記手続き (登録免許税) ・申請代行、作業日当	30,000円	理事の任期は2年 再任可能だが登記は必要

## 4. 理事の義務

- 一般社団法人と理事は民法の委任の規定に従います。よって、理事は、一般社団法人に対し、委任契約に基づいて善良なる管理者としての注意義務を負います。
- また、理事は、このほかに法令、定款、社員総会の決議を遵守し、一般社団法人の為に忠実に職務を行う義務もあります（忠実義務）。

### 理事の責任について

- 任務懈怠があれば財団法人との関係で損害賠償責任を負う場合があります。
- 理事がその職務を行うにあたり悪意または重大な過失があった場合には、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。



# 5. 今後の検討事項

- 設立時社員の選任
- 設立時役員（理事・代表理事・監事）の選任
- 機関構成（理事会を置くか、置かないか）をどうするか
- 会員制度の取り扱い（任意団体時代の会員制度と一般社団法人法上の制度とのすり合わせ）
- その他一般社団法人の定款案の決定
- 任意団体の財産を一般社団法人へ譲渡する時期・方法
- 任意団体の解散時期・方法

## 6. スケジュール案

2020年5～  
12月

2021年1月  
～3月

2021年4月

- 法人化準備開始

- 残要件の検討
- 定款作成など

- 臨時STU総会開催

- 最終意思決定
- 登記、移行作業

- 法人化開始

可能な限り迅速に進めることにより、上記日程の前倒しを目指します。



# 7.まとめ

本日の総会では下記について可否をお願いします。

1. STUは法人化を目指すこと
2. 法人化にあたり経費が発生すること  
(費用が超過しそうなときは、都度、理事会で審議を図ります。)



